最終更新日:2015年12月11日
ジャパンフーズ株式会社
代表取締役社長 細井　富夫
問合せ先:0475(35)2211
証券コード:2599
http://www.japanfoods.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な姿勢は、「経営理念」にある「公正・透明・誠実な企業活動と開かれた企業」ならびに「企業の永続的発展と社会・環境との共生」に沿い、当社の企業活動が適正かつ適切に行われるよう、ガバナンスが有効に機能する体制を構築することであり、この基本的な方針に基づき、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組みます。
この度、当社の業容に相応しいコーポレート・ガバナンスを実現することを目的として、取締役会決議に基づき「コーポレート・ガバナンス基本方針」を制定し、ホームページに公表しました。詳細は下記URLを参照下さい。
(URL) http://www.japanfoods.co.jp/ir/governance.html

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

(補充原則1-2(4) 株主総会における権利行使)
(補充原則3-1(2) 情報開示の充実)
当社は、当社の株式構成の現状ならびに議決権集計事務の業務効率の観点から、議決権の電子行使や招集通知の英訳等での情報提供は致しておりません。今後株主構成の大きな変更等状況に応じて検討してまいります。

(原則2-4 女性の活躍促進)
当社は、採用・処遇において性別による区別を一切行っていません。性別にかかわらず、意欲・能力・業績評価によって誰にでも平等に登用の機会を与えています。また、社員全員に等しく社員研修の機会を設けており、能力開発に努めています。更に、産前・産後、育児・介護のための休暇制度を設ける等働きやすい環境の整備にも注力しています。一方で、更なる多様な人材の発掘の観点から一層の女性活用を促進すべく「女性活用・登用推進策」を、来年度を目途に策定する予定です。

(原則3-1(iii) 取締役等の報酬決定方針と手続き)
(原則3-1(iv) 取締役等・監査役の指名方針と手続き)
(補充原則4-3(1)、原則4-10、補充原則4-10(1) 任意の委員会設置)
取締役等(執行役員を含む。)の報酬決定、取締役等(執行役員を含む。)・監査役の選任については、当社の業容・規模や取締役の人数等総合勘案し、特に報酬委員会・指名委員会等の任意の諮問委員会は設置していません。執行側の報酬・指名に関する提案内容に対し、内容の妥当性・合理性の吟味と手続きの透明性の確保の観点から、事前に社外役員に対し説明を行う等十分に情報を提供した上で、取締役会で審議の上決定することにしています。
また、取締役等(執行役員を含む。)の報酬に関する方針(業績連動型報酬の割合や指標の選定、株式関連報酬に関する方針等)については、社外役員とも十分に協議しながら適宜の見直しを行い、改訂の都度適時・適切に開示致します。

(原則4-1(3) 後継社長の育成計画)
代表取締役社長の後継者の育成計画は、現時点では明確には定めておりません。後継者については、人格・識見・実績を勘案して適当とみられる者の中から、社長が候補者を選定し、その適格性につき社外役員とも十分に情報共有・協議の上、もっとも相応しい人物を取締役会で選任致します。

(原則4-8 独立取締役の有効活用)
当社は、独立取締役及び独立監査役を其々1名選任しています。その他の社外取締役2名と社外監査役2名は主要株主の業務執行者或いは出身者ではありますが、主要株主グループから事業上の制約は受けておらず、これらの社外取締役・社外監査役は一定の独立性が保たれていると判断しており、当社の事業規模等から判断して十分に監視・監督機能が発揮できる体制となっています。但し、さらに1名の独立取締役を選任することについては引き続き検討をしてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

(原則1-4 政策保有株式)
・一般投資株式(政策保有株式を含む。)保有に関する基本方針
当社は、当社のビジネスの基本的考え方に基づき、特段の保有意義が認められない限り、特定の取引先のマイナーシェアーでの株式は原則として保有しない方針とします。
但し、取引先との過去・現在・将来における関係から、保有する場合は保有意義を明確にすることは勿論、当社のビジネス全体に対する影響その他を慎重に検討の上、個別に取締役会の承認を得て保有するものとします。
当社は、一般投資先の経営内容の把握を行うとともに、毎年、保有株式毎に、定性・定量に亘る保有意義、投資効率の他、ビジネスの実態・将来性を勘案し個々の株式の保有方針を見直し(「定期レビュー」という。)、取締役会に報告します。
また、定期レビューの結果、当初の投資効果が見込めない、或いは保有意義が薄れた等の場合は、取締役会において、時期・方法を明確にして処分方針を決定します。

・一般投資保有株式(政策保有株式を含む。)の議決権行使に関する基本方針
当社が、現に保有する一般投資株式については、当社の所定の協議・審査を経て、すべて適時適切に議決権を行使します。
<議決権行使基準>
(1)原則として棄権はしない。

（2）当社の投資目的・保有方針を踏まえて当社の賛否を決定する。

（原則1-7　関連当事者間の取引）
関連当事者間取引については、その承認・レビュー・是正等に関する社内規則を定めています。その概要は下記の通りです。
・関連当事者との取引については、利益相反となる可能性もあり、新たに取引を開始する際には、取引意義、取引内容、採算性等を慎重に見極めた上で、個別に取締役会の承認を得るものとします。
・関連当事者との取引については、経営企画部が、年1回事業年度終了後の適当な時期に、取引の内容、金額、採算性、取引継続の意義等をレビュー（「定期レビュー」という。）し、取引部署の取引方針を確認の上、その結果を取締役会に報告します。
・「定期レビュー」の結果、著しい利益相反等の不都合が認められる取引については、取締役会の審議・協議を経て、取引内容の是正或いは取引の中止を決定します。

（原則3-1　情報開示の充実）
・原則3-1（i） 経営理念・経営計画
当社は、経営理念・行動指針をホームページに公表しています。下記URLを参照下さい。
（URL） http://www.japanfoods.co.jp/ir/governance.html

・原則3-1（ii） コーポレート・ガバナンスに関する基本的考え方と基本方針
上記I-1．の「基本的な考え方」ならびにホームページに公表しましたコーポレート・ガバナンス「基本方針」を参照下さい。

・原則3-1(iii)、(iv) 経営陣幹部・取締役の報酬及び経営陣幹部・取締役・監査役の指名
上記I-1．の「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」における該当項目を参照下さい。

・原則3-1（v） 取締役等・監査役候補者の個々の選任・指名についての説明
当社は、従来より、社外取締役候補者・社外監査役候補者（補欠監査役候補者を含む。）の選任理由を定時株主総会の招集通知および有価証券報告書等において開示しています。来年度以降は、従来の社外取締役・監査役候補者以外の取締役・監査役候補者につきましても、定時株主総会の招集通知等において個別の選任理由を開示することとします。

（補充原則4-1（1）　取締役会の役割・責務
取締役会は、業務執行者の職務執行のほか経営全般に対する監督機能を担い、経営の公正性・透明性を確保するとともに、法令上取締役会が決定すべき事項とされている重要な業務執行の決定等を通じて、当社のために意思決定を行います。また、法定事項以外の事項においては、取締役会付議基準を設け、経営計画・設備投資計画等経営戦略上の重要事項や一定額以上の投融資・借入、重要人事、社内重要規程、月次決算承認等につき審議ならびに決議を行います。

（原則4-8 独立社外取締役の有効活用）
上記I-1．の「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」における該当項目を参照下さい。

（原則4-9 独立性判断基準）
当社は、社外役員の独立性に関する判断基準を取締役会にて制定の上、ホームページに公表しました。下記URLを参照下さい。
（URL） http://www.japanfoods.co.jp/ir/governance.html

（補充原則4-11（1） 取締役会・監査役会の実効性の確保）
ホームページに公表しました「コーポレート・ガバナンス基本方針」の第5章、第2節「取締役会の有効性」ならびに、上記I-1．「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」の該当項目を参照下さい。

（補充原則4-11（2）社外取締役の兼任状況）
当社は社外取締役の兼任状況ならびに取締役会の出席状況については、定時株主総会の招集通知において開示しています。また、社外取締役の役割を十分に果たす趣旨から、社外取締役の上場会社の取締役兼任は、当社を含め概ね4社程度とするガイドラインを設定しています。

（補充原則4-11（3）　取締役会の実効性評価）
当社の各取締役は、取締役会の有効性、自らの取締役としての業績等について毎年、事業年度終了後に自己評価を行い、その結果を監査役会に提出し、監査役会は各取締役の自己評価に基づき、毎年、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、結果を取締役会に報告の上、その概要を適時適切に開示する制度を新たに取締役会で決定し、今年度より実施します。

（補充原則4-14（2） 取締役・監査役のトレーニング）
当社は、取締役・監査役が重要な統治機能の一翼を担うものとして、期待される役割・責務を適切に果たすために、取締役会で以下のトレーニング方針を制定致しました。

＜トレーニングの方針＞
・新任社外役員に対しては、代表取締役社長もしくは指名する役員より事業内容や経営上の重要課題についても説明を行う。
・社内昇格の取締役等（執行役員を含む。）に対しては、経営理念・行動指針（役員規程を含む。）・法務・財務会計・コンプライアンス・リスクマネジメント等の経営　　陣としての教育を行う。
・取締役・監査役は積極的に外部のセミナー等に参画し、取締役・監査役としての知見を広めるものとする。

（原則5-1 株主との対話の方針）
当社は、取締役会の決議を経て、以下の方針を制定し、ホームページに公表しました。下記URLを参照ください。
（URL） http://www.japanfoods.co.jp/ir/governance.html

・株主との対話については、代表取締役社長とトップとして、IR担当役員を配置し、経営企画部を窓口として行う体制を構築しております。
・株主との対話に必要な情報は、営業部、財経部、人事総務部他関係部署から情報を収集し、経営企画部でとりまとめを行います。
・代表取締役社長は、各種説明会や株主総会後の株主懇談会において、中長期の経営戦略や中期経営計画の説明とその進捗状況の報告を行う他、株主工場見学会を実施し、その結果は取締役会に報告します。
・地域社会の各種行事に積極的に参加・協賛する等、地域社会との共生に努めます。
・株主との建設的な対話を推進するため、株主構造の定期的な把握に努めます。また、必要に応じて、実質株主調査を行います。
・実質株主から、株主総会出席や議決権行使の依頼があった場合は、関係する信託銀行等とも協議の上、対応を検討します。
・対話に関する担当者に対しては、インサイダー情報の取扱いに関する教育を徹底し、情報の漏洩防止に努めます。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
伊藤忠商事株式会社	1,732,900	33.98
株式会社博水社	215,000	4.22
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	193,400	3.79
ジャパンフーズ従業員持株会	107,700	2.11
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	76,000	1.49
東洋製罐グループホールディングス株式会社	70,000	1.37
株式会社千葉銀行	30,000	0.59
アサヒ飲料株式会社	30,000	0.59
サントリー食品インターナショナル株式会社	30,000	0.59
本所　良太	28,000	0.55

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	食料品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
山村　裕	他の会社の出身者							○	○			
北栄 哲弥	他の会社の出身者							○	○			
齊藤 克紀	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山村　裕		当社のその他関係会社であり、大株主である伊藤忠商事株式会社の業務執行者です。また、同社の関連会社の社外取締役を兼任しております。	総合商社の営業部門における豊富な経験と識見を有し、客観的な立場からの意見が期待できるので、当社の経営に資するところが大きいと判断したため。 なお、伊藤忠商事株式会社は当社の大株主ではありますが、同社及びそのグループ会社との取引比率は僅少であり、また同社からの事業上の制約はありませんので、同社から一定の独立性が確保されていると考えております。
		当社のその他関係会社であり、大株主で	総合商社の営業部門における豊富な経験と識見を有し、客観的な立場からの意見が期待できるので、当社の経営に資するところが大きいと判断したため。

北栄 哲弥		ある伊藤忠商事株式会社の業務執行者です。また、同社の関連会社の社外取締役を兼任しております。	なお、伊藤忠商事株式会社は当社の大株主ではありますが、同社及びそのグループ会社との取引比率は僅少であり、また同社からの事業上の制約はありませんので、同社から一定の独立性が確保されていると考えております。
齊藤 克紀	○	―――	コスモ石油株式会社及びコスモエンジニアリング株式会社の出身ですが、石油元売り会社での長年の経験を有し、人格・識見のうえで、当社の社外取締役にふさわしいと判断したため。なお、当社はコスモ石油株式会社及びコスモエンジニアリング株式会社とは人的・資本的・取引上の関係がありませんので、社外取締役の中で同氏はより独立性が高いと判断し、同氏を独立役員として指定しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、各事業年度の会計監査人の監査計画や監査の状況及び結果等について、また、監査役会の監査方針・監査計画や監査の状況及び結果等についても適宜協議・報告・情報交換を行うことにより相互連携を図っています。
また、監査役と内部監査部門（内部監査室）は、内部監査部門の内部監査及びその監査結果の報告会に監査役も立会うほか、各事業年度の内部監査部門の監査計画や監査の状況及び結果等について適宜協議・報告・情報交換を行うことにより相互連携を図っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
長友 晃	他の会社の出身者									△	△			
江名 昌彦	他の会社の出身者									○	○			
松浦 強	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
長友 晃		当社のその他関係会社であり、大株主である伊藤忠商事株式会社の元業務執行者（9年前まで同社に勤務）です。	総合商社及びその子会社の管理部門の経験が長く、人格・識見のうえで、当社の社外監査役にふさわしいと判断したため。 なお、伊藤忠商事株式会社は当社の大株主ではありますが、同社及びそのグループ会社との取引比率は僅少であり、また同社からの事業上の制約はありませんので、同社から一定の独立性が確保されていると考えております。
江名 昌彦		当社のその他関係会社であり、大株主である伊藤忠商事株式会社の業務執行者です。また、同社の関連会社の社外監査役を兼任しております。	総合商社の管理部門の経験が長く、人格・識見のうえで、当社の社外監査役にふさわしいと判断したため。 なお、伊藤忠商事株式会社は当社の大株主ではありますが、同社及びそのグループ会社との取引比率は僅少であり、また同社からの事業上の制約はありませんので、同社から一定の独立性が確保されていると考えております。
松浦 強	○	―――	オリンパス株式会社の出身ですが、品質管理における専門的な知識と幅広い経験を有し、人格・識見のうえで、当社の社外監査役にふさわしいと判断したため。 なお、当社はオリンパス株式会社とは人的・資本的・取引上の関係がありませんので、社外監査役の中で同氏はより独立性が高いと判断し、同氏を独立役員として指定しました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

上記Ⅰ-1．の「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」における該当項目を参照下さい。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績連動報酬（賞与）は、配当性向・ROA・税引後利益の指標を用いて計算されます。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成27年3月期に取締役に支払った報酬は、社内取締役4名90，000千円、社外取締役2名5，472千円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等の算定方法に係る決定方法は、取締役会で業績連動・成果主義・報酬水準の客観性等を総合的に勘案し決定されています。
取締役の報酬等の総額は、月例固定報酬（基本報酬）と業績連動報酬（賞与）で構成されております。
月例固定報酬は世間水準や過去の水準などを勘案し、また業績連動報酬は配当性向・ROA・税引後利益を指標とする業績連動方式で、それぞれ総額が定められます。各取締役の報酬等は月例固定報酬と業績連動報酬のそれぞれの総額内で、各取締役の役割・成果に基づき決定されます。なお、業績連動型報酬（賞与）の割合や指標の選定、株式関連報酬等については、社外役員とも十分協議のうえ、適宜の見直しを行ってまいります。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

取締役会事務局（経営企画部）より取締役会の案内・資料の事前送付（メール等による）及びその他問合せに対応しております。
また、常勤監査役、社外取締役及び社外監査役のみをメンバーとする連絡協議会（社外役員連絡協議会と称す。）を開催し、当社の経営、コーポレート・ガバナンス及び取締役会の運営等に関する事項等について、自由に議論し、必要に応じて各種意見、提案等を取締役会に報告する体制を整えています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

1. 現状の体制の概要
（1）取締役会
取締役会は、社外取締役3名を含む6名で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する役割と権限を有しております。
取締役会は、毎月1回定期開催するほか、必要に応じ随時開催しており、経営計画関連事項をはじめとする重要な事項につき審議・決定し、同時に業績進捗の検証と必要な対策をとっております。なお、当社は、事業年度ごとの経営責任を明確にするため、取締役の任期を1年としております。さらに取締役会の実効性を高めることを目的に、各事業年度ごとに取締役自ら自己評価を行い、これを監査役会が分析評価し取締役会の有効性等につき取締役会にフィードバックする体制を整えています。

（2）監査役会
監査役会は、常勤社外監査役1名及び非常勤社外監査役2名の計3名で構成され、監査役会規則及び監査役監査基準に則り、取締役の職務執行の適正性を監査しております。なお、当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名を選任しております。

（3）執行役員制度
当社は、執行役員制度を採用しており、経営の意思決定・監督を取締役会が、また、業務執行を業務執行取締役と執行役員がそれぞれ担当し、役割と責任の明確化と迅速な意思決定を通じ事業を遂行する体制をとっております。なお、執行役員は現在7名選任されています。

（4）常務会
当社は、取締役会による意思決定プロセスでの審議を充実させるため、常務会を設置しております。
常務会は、常勤取締役（3名）を正メンバーとし、執行役員（7名）及び常勤監査役（1名）をオブザーバーとし運営しております。常務会では、各メンバーから現況報告や重要事項の説明・議論を行い、必要な事案については、取締役会に付議又は報告を行っております。

（5）内部監査
内部監査につきましては、内部監査室（内部監査室長以下4名）が担当しております。
内部監査室は、社長の指示のもと、適法かつ適正・効率的な業務の確保のための監査を実施し、必要に応じて、関係部署に対し改善提案を行っております。
監査結果は、取締役・監査役及び被監査部署が出席する内部監査報告会において報告され、内部監査情報を共有しております。また、内部監査室は監査役及び会計監査人と相互連携をとり、業務の効率化を図っております。

（6）監査役監査
監査役監査につきましては、監査役3名がそれぞれ監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査し、取締役等の職務の執行を厳正に監査しております。また、監査役は会計監査人より監査に関する計画及び結果等について適宜説明・報告を受けております。

（7）会計監査
会計監査につきましては、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結しており、会社法監査及び金融商品取引法監査を受けております。当社からはあらゆる情報・データを常時提供することで、迅速かつ正確な監査が実施し易い環境を整備しております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名、所属監査法人及び継続監査年数は、次のとおりであります。
指定有限責任社員 業務執行社員 服部 将一 有限責任 あずさ監査法人 継続監査年数3年目
指定有限責任社員 業務執行社員 福島　力 有限責任 あずさ監査法人 継続監査年数3年目
なお、上記公認会計士のほかに、公認会計士4名、その他6名がいます。

2. 会計監査人に対する報酬等の額
平成27年3月期までに、会計監査人に支払った報酬の額は、次のとおりです。
公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項に規定する業務に基づく報酬の金額31，500千円
なお、当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、会計監査人としての在職中に報酬その他の職務の執行の対価として監査委嘱者から受け、または受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額の2倍としております。

3. 監査役の機能強化に関する取組状況
当社は、当社の規模及び事業内容等に鑑み、現在は監査役スタッフを置いておりませんが、監査役から要求があった場合には、速やかに対応す

る方針です。当社では、監査役がすべての重要な会議に出席でき、すべての重要な書類をいつでも閲覧できる体制をとっており、監査役の機能強化を図っております。
社外監査役のうち１名は、当社とは人的・資本的・取引上の関係がない企業の出身者であり、独立性の高い人物を選任しております。
また、もう2名は、総合商社での財務・経理部門の経験、与信審査・リスクマネジメント業務等に従事しており、財務・会計に関する知見を有する人物を選任しております。

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、現在取締役6名のうち社外取締役を3名（うち独立社外取締役１名）選任しており、取締役会の意思決定の適正性・妥当性の確保を図っております。
また、監査役3名全員が社外監査役（うち独立社外監査役１名）であり、経営陣から独立した客観的な立場で、内部監査部門と連携して監査を実施しております。
したがいまして、当社におきましては、社外取締役及び社外監査役の選任と監査役及び内部監査部門の連携による監査の実施により、経営の監視体制は、十分機能していると判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	株式公開当初（平成12年）から、集中日を回避し、かつ多くの株主にご出席いただけるように開催日を設定しています。
その他	株主総会は、会社近くの森林リゾートにおいて開催し、総会後に株主懇談会を開催するほか、終日リゾート地でゆっくりお過ごしいただけるように、ご家族での参加を歓迎しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	株主・投資家・地域会社をはじめとするあらゆるステークホルダーの当社に対する理解を促進し、適正な評価と社会的信頼を得るために、当社に関する重要な情報の公正かつ適時・適切な開示を行うことを情報開示の基本方針としております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年間を通じて一定頻度（年に数回を目標としています）で開催しています。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年間を通じて一定の頻度（年2回程度を目標としています）で開催しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	ニュースリリース、IRカレンダー、財務諸表、Q&A等多面的内容を掲載することでアナリスト・機関投資家のほか、個人投資家も意識した内容の充実に努めています。さらに、コーポレート・ガバナンスコードへの対応に関する情報開示の充実も図っています。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画部内にIR担当を設置し、株主・機関投資家等には、CFO及び経営企画部が常時対応しています。	
その他	株式公開以来、アナリスト向け説明会（不定期）、株主懇談会同時開催等IR要素を加味した株主総会を実施しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業理念・経営理念・行動指針等にステークホルダーの尊重について記載しており、経営トップが機会あるごとに、その精神を役職員に伝えています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全については、エネルギーの重油から液化天然ガス（LNG）への転換で大気への炭酸ガスの排出抑制、使用水の再生装置導入による再利用、排水・コーヒー粕等の農業への再活用など各種リサイクルに取り組んでいます。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	平成16年に、当社のディスクロージャー・ポリシーを策定し、当社ホームページに掲載しております。
その他	地元自治体との防災協定締結による、大震災時の飲料水供給など地域との共生に努めています。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、平成18年5月開催の取締役会において決議されました「内部統制に係わる基本方針」に基づき、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を整備しております。
この「内部統制に係わる基本方針」は、毎年4月開催の取締役会において見直したうえで適宜改訂しており（最終改訂：平成25年4月17日）、現在の「内部統制に係わる基本方針」の概要は以下のとおりであります。なお、改正会社法の施行を受け平成27年12月開催の取締役会において内部情報通報制度を一部改訂しています。

1．取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
（1）「企業理念」等の制定とその周知徹底
取締役会は、「企業理念」、「経営理念」及び「行動指針」を制定し、企業倫理・法令遵守等を当社のあらゆる企業活動の前提とすることを周知徹底する。

（2）CCO及びコンプライアンス委員会の設置
・CCO（コンプライアンス担当取締役）及びコンプライアンス委員会（委員長はCCO）を設置し、コンプライアンスに対する取組みを全社横断的に統括させる。
・CCO及びコンプライアンス委員会は、「コンプライアンス・プログラム」の策定・見直し・周知徹底、コンプライアンス問題の把握・対応、コンプライアンス状況のモニター・レビュー及びコンプライアンス研修等を継続的に実施し、コンプライアンス体制の充実に努める。
・CCOは、毎事業年度終了後、当該事業年度におけるコンプライアンスの状況を取締役会に報告する。

（3）内部情報通報制度の整備・運用（一部改訂）
役職員が法令違反等の疑義ある行為等を発見した場合、社内外に設置したホットラインを通じてCCOに通知し、通知を受けたCCOは、その内容を調査して再発防止策を決定し、全社にその内容を周知徹底する。さらに、CCOに対する通報に加え、常勤監査にも通報できる体制を整備する。また、通報者が身分・処遇等の不利益を受けないことを会社が保証することを全社に周知徹底する。

（4）財務報告の適正性確保のための体制の整備
・「経理規程」等の社内規程を整備すると共に、CFO（財務・経理担当役員）を設置し、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適正性を確保するための体制の充実を図る。
・財務報告に係る内部統制の有効性については、「内部統制基本方針書」に基づき、内部監査室が評価し、社長の承認を得たうえで、取締役会に報告する。
・「開示委員会」を設置し、開示の都度、開示内容を審査することにより、財務報告の適正性の確保及び有価証券報告書等の品質向上に努める。

（5）内部監査
社長直轄の内部監査を担当する内部監査室を設置する。内部監査室は、「内部監査規程」に基づき業務全般に関し、法令、定款及び社内規程等の遵守状況、職務執行の手続き及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施する。

2．取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制
（1）当社は、株主総会・取締役会議事録、稟議書、契約書等の職務執行に係わる重要な文書を、関連資料とともに、「文書管理規程」の定めるところに従い適切に保存・管理し、取締役及び監査役がいつでもこれを閲覧することができるようにする。

（2）人事総務部は、「文書管理規程」に基づく文書の保存・管理状況を定期的にモニタリングし、担当役員に報告する。

3．損失の危険の管理に関する規定その他の体制
（1）当社は、「リスクマネジメント規程」に従い、リスク管理を行う。

（2）環境、災害、品質、労務、情報セキュリティ等の様々なリスクの管理については、それぞれの担当部署を管轄又は担当する取締役又は執行役員が行う。一方、組織横断的リスク管理及び全社的な対応については、CCO及びリスクマネジメント委員会（委員長はCCO）が行う。

（3）CCO及びリスクマネジメント委員会は、各種リスクの把握・評価及び対応策の策定・実施等の日常のリスク管理を行うとともに、有事の際に予め定められた危機管理チームを立上げ、迅速かつ適切な情報伝達と的確な対応ができるよう体制を整備する。

（4）当社は、大地震等の大規模災害が発生した場合に事業継続を図るためのBCP（事業継続計画）を策定し、防災対策や災害発生時における対応等について定める。

（5）CCOは、毎事業年度終了後、当該事業年度におけるリスクマネジメントの状況を取締役会に報告する。

4．取締役・使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（1）経営管理システム
・取締役・社員が共有する全社的な目標を定め、目標達成に向け3事業年度を期間とする中期経営計画を策定する。
・取締役会は、中期経営計画を具体化するため、毎期、事業部署毎の業績目標と予算を設定する。
・取締役会は、各事業部署が実施すべき具体的な施策及び権限委譲を含めた効率的な業務遂行体制を決定する。
・京セラシステム（京セラが開発した独立採算システム）を採用し、月次の業績はITを積極的に活用した会計システムにより、月次で迅速に管理会計としてデータ化し、取締役会に報告する。
・取締役会は、毎月この結果をレビューし、各事業部署長に目標未達要因の分析、その要因を排除・低減する改善策を報告させ、各事業部署が実施すべき具体的施策及び権限委譲を含めた効率的な業務遂行体制に改善する。

（2）社内規程の整備
適正かつ効率的な職務の執行を確保するため、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等の社内規程を整備し、各取締役の権限及び責任の明確化

を図る。

（3）適時・適切な開示体制の整備
当社の企業理念、経営計画等につき投資家その他のステークホルダーの理解を得ることで、当社の事業が効率的に運営できるよう、社内にIR担当の取締役をおき、適時情報開示を実施するとともに、IR説明会等へのサポートを実施する。

5. 当社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
子会社(ジャパンジュースプロセッシング株式会社)に係わる内部統制については、「関係会社管理規程」に従い、経営管理及び経営指導に当たるとともに、関係会社管掌の取締役及び経営企画部ならびに当社が派遣した取締役及び監査役がそれぞれの役割と責任において管理する。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
（1）監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当社は、監査役の職務を補助すべき使用人は置かない。なお、監査役から要求があった場合には、検討する。

（2）使用人の取締役からの独立性に関する事項
当社は、監査役の補助者は置かないので、補助者の独立性に関する事項はない。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに著しい損害を与える恐れのある事実、法令に違反する事実等を発見したときは、その内容を速やかに報告する。また、内部監査を担当する内部監査室長はその実施状況を監査役に報告する。

8. その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
社長は、監査役会と定期的な会合を持ち、会社の経営方針や課題ならびにコーポレート・ガバナンスや内部統制の状況について意見交換をする。また、内部監査を担当する内部監査室長は、監査役との間で、各事業年度における内部監査計画を協議するとともに、定期的に会合を持ち、内部監査結果及び指摘・提言事項等について協議及び意見交換するなど、密接な情報交換及び連携を図る。

なお、当社は、毎年4月開催の取締役会において前事業年度における内部統制システムの整備・運用状況について評価を行っており、平成27年4月24日開催の取締役会において平成27年3月期における整備・運用状況を評価しましたが、重大な不備は存在しないことを確認しました。
（注）平成27年6月12日付の役員の職務変更に伴い上記IR担当は、経営企画担当の執行役員としております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、反社会的勢力による不当な要求には一切応じないことを基本方針としております。
当社は、全役職員に当社の企業理念、経営理念及び行動指針を記載した「基本理念カード」を配布するとともに、社内の講習会等を通じて、反社会的勢力の排除を含むコンプライアンスの徹底を図っております。
また、反社会的勢力より不当な要求を受けた場合は、人事総務部を対応部署とし、必要に応じて所轄警察署や弁護士と連携して、対応することにしています。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

当社にとって、継続的に業績を向上させ、企業価値を高める努力を行うことが、株主をはじめとするステークホルダーにとって最重要であり、これが敵対的買収防衛につながると考えています。なお、将来買収防衛策を導入する場合は、既存株主の権利を不当に害することがないよう、常務会等の重要会議体において、その必要性、合理性等を十分に検討・議論したうえで取締役会で決定し、株主に十分な説明を行います。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンスの体制については【 参考資料:コーポレート・ガバナンス模式図 】をご参照ください。

適時開示体制の概要
1. 適時開示に係わる当社の基本方針
当社は、証券市場において当社の企業価値に関する適正な評価(株価)を得ることならびに経営の透明性を確保することを目的として、当社に関する情報を、「フェアー、タイムリーかつオープン」に全ての市場参加者に伝えるよう努めています。
この当社の適時開示基本方針は、「ディスクロージャー・ポリシー」として当社取締役会で承認され、平成15年度から運用しています。また、当社ホームページにも掲示しています。

2. 適時開示に関する当社の特徴
当社は、千葉県長生郡長柄町の1ヶ所に本社、工場及び子会社1社を有する企業グループであるため、適時開示に係る情報の収集及び管理等は、数多くの工場、事業所、子会社等を有する大規模企業と比較すると、比較的容易である点が特徴といえます。

3. 適時開示に係わる社内体制
(1)開示担当部署
適時開示に係わる基本方針を実現するため、経営企画部がディスクロージャー・ポリシーの管理運用等を行い、開示情報の統一と整合性を促進するとともに、子会社を含む役員・従業員への周知徹底を図っています。
経営企画部は、当社において、何が金融商品取引法及び東京証券取引所(以下「東証」)の「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」(以下「適時開示規則」)に定める投資判断に重要な影響を与える事項に該当するのか、具体的には、四半期及び期末決算情報は勿論のこと、設備投資による固定資産の取得計画がいつの段階で「会社の決定した事実」に該当するのか、「発生した事実」に該当するものはないか、また足元の状況が「業績予想の重大な修正」に該当しないかなど、投資家の投資判断に重要な影響を与える案件について、常に把握できるよう努め、適時開示に備えています。
また、経営企画部は東証に対する情報開示の窓口として活動しており、情報開示に係わる最高責任者である社長のもと、開示に係わる重要な実務や対応は、適時開示規則に基づく情報取扱責任者(執行役員CFO)と経営企画部が当たっています。

(2)外部機関の起用
当社は、適時開示にあたり、適時開示の適法性・正確性を確保するため、必要に応じて会計監査人(有限責任 あずさ監査法人)、証券代行機関(三井住友信託銀行)及び法律事務所(森・濱田松本法律事務所)に事前相談等をしております。
また、開示先である東証ならびに関東財務局に事前相談を行う場合もあります。

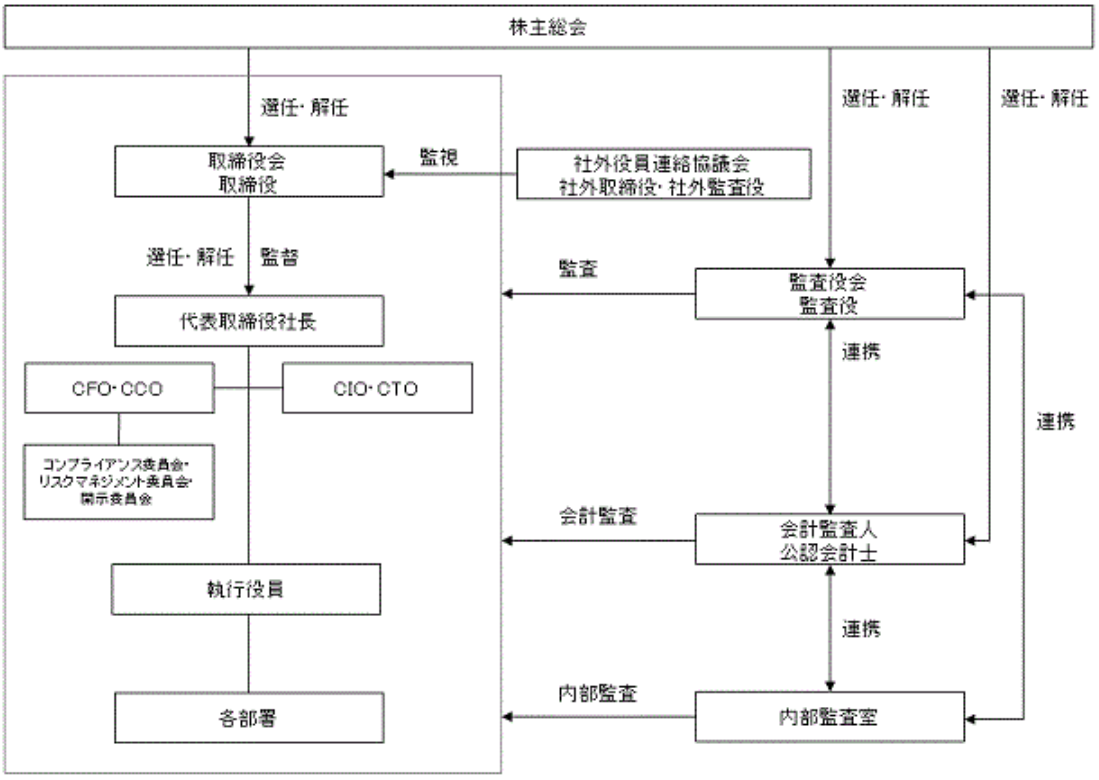
4. 情報の管理と内部者取引の防止
当社においては、情報の管理と内部者取引(インサイダー取引)防止をコンプライアンスの一環として捉え、取り組んでいます。
具体的には、当社の内部情報管理及び内部者取引管理規程において、内部情報の管理、内部情報の公表、株式売買等規制について規定するとともに、「コンプライアンス・プログラム」において、内部者取引と重要事実について簡潔な説明を行い、周知徹底に努めています。
内部者取引の対象となる重要事実については、可能な限り早期に取締役会で決定し、直ちに適時開示を行なうことを心がけています。
また、重要な設備投資など、将来取締役会にて意思決定された場合、重要事実となる可能性があるような案件については、検討の初期段階から社内外の関係者に情報の管理を充分徹底させることで、不用意な情報の漏洩や内部者取引と疑われる可能性のある株式売買の規制を行なっています。(当社では、持株会を通しての買付以外の自社株売買については、いかなる場合にも人事総務部への事前届けが必要となっています。)
これに違反し、内部者取引を行なった場合には、金融商品取引法に基づく罰則のほか、当社就業規則による社内処罰が課されることになります。
上記のほか、社内ではコンプライアンス研修を適宜実施することで内部者取引の防止を徹底し、公正で健全な証券市場の形成が図れるよう努めています。

5. 情報開示の方法とタイミング
情報開示の方法は、適時開示規則に従い東証の提供する「適時開示情報伝達システム」(以下「TDnet」)へ情報登録を行います。TDnetへの情報登録により広く報道機関への即時伝達が行われると認識していますが、四半期及び期末決算情報(短信)等については、同一のプリント資料の配付(投込み)を併用しています。さらに、TDnetへの情報登録を確認したあと、当社ホームページにおいて同一内容の掲示をおこない投資家等への便宜を図っています。
また、適時開示規則に該当しない任意の情報開示にあたっても、適時開示規則の趣旨を踏まえ、上記と同様の方法による開示を行います。
取締役会において決定された重要事実ならびに取締役会において承認された決算情報の開示のタイミングについては、取締役会の終了後直ちに東証にて行います。また、決算情報の開示後には、東証においてCFO(財務・経理担当取締役)による決算説明(記者会見)を行っています。
なお、災害等の発生事実については、CCO(コンプライアンス担当取締役)の判断に基づき、その都度開示を行います。

6. 適時開示体制のモニタリング

当社では、開示情報が常に監査役に伝達されるようになっており、監査役が業務執行機関から独立した立場で適時開示体制が有効に整備・運用されているどうかをモニタリングしております。

【参考資料:コーポレート・ガバナンス模式図】



【参考資料: 適時開示体制模式図】

